

主宰：株式会社KACHIEL

～令和8年度税制改正適用で対象拡大～
ミニマムタックス強化後の判定対象と実務対応
(特定の基準所得金額の課税の特例)

令和8年7月9日(木)

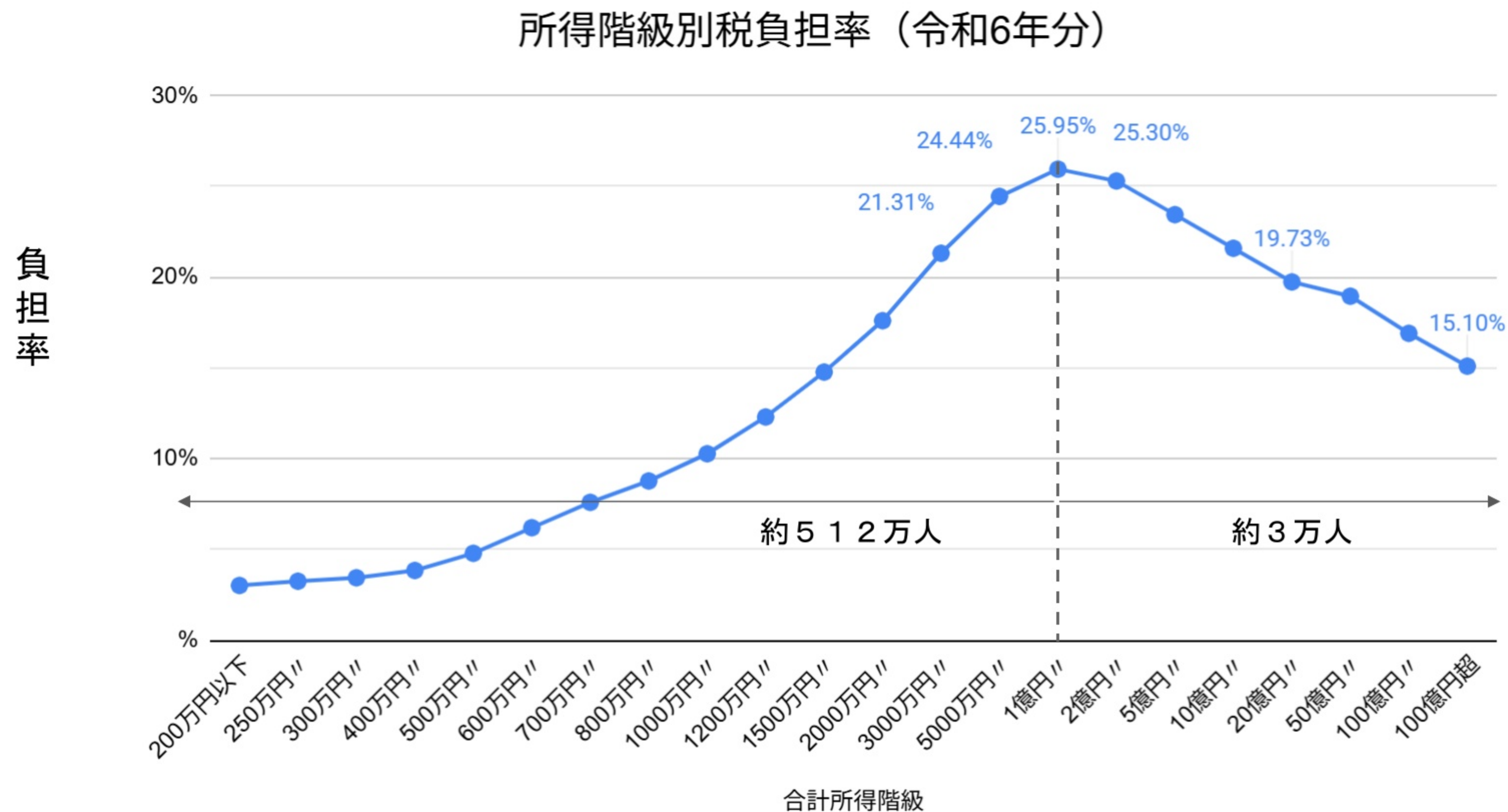


武本寛税理士事務所

武本寛税理士事務所
税理士 武本寛

1. 制度の全体像
2. 令和8年税制改正
3. 計算方法・計算明細
4. 関連通達
5. 具体的な事例
6. 実務論点各論
7. 対応策・顧問先対応
(参考) 該当条文

1-1 「1億円の壁」



（出典：国税庁「申告所得税標本調査結果」（令和6年分）第1表に基づき作成）

1-2 令和5年度税制改正大綱



【改正の概要】

その年分の基準所得金額から3.3億円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた額がその年分の基準所得税額を超える場合、その超える金額に相当する所得税を課する。

■基準所得金額

申告不要制度を適用せずに計算した合計所得金額

■基準所得税額

基準所得金額に係る所得税の額

申告不要制度の特例

- 確定申告を要しない配当所得等の特例
- 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

【適用時期】 令和7年分（2025年）以後の所得税より適用

（出典：財務省「令和5年度税制改正の大綱」より一部抜粋）

1-3 条文（措法第41条の19第1項）



武本寛税理士事務所

租税特別措置法 第41条の19 《特定の基準所得金額の課税の特例》

個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの（第四項において「特例対象者」という。）については、当該超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

特例所得税額（国税庁より） ▼

$$(\text{基準所得金額} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% - \text{基準所得税額}$$

（以下、「特例計算額」と呼称）

1-4 基準所得金額（同条第2項）



次の金額の合計額

1. 雑所得等の合計額
（雑所得金額、雑所得等金額、雑所得等金額）
2. 上場株式等の配当所得等（申告上所得金額） + **非課税所得**
3. 上場株式等の譲渡所得等
4. 雑所得等 / 5. 雑所得等（申告上所得金額）
6. 一時所得等（非上場株式等）の譲渡所得等
7. 上場株式等の譲渡所得等（申告上所得金額） + **非課税所得**
8. 雑所得等の株式譲渡等による譲渡所得等
9. 雑所得等による譲渡所得等

1-5 対象外所得・特別控除等

ミニマムタックスの対象外となる主な非課税措置・特別控除

- 非課税口座からの小額上乗せ等に係る譲渡所得等の非課税 (NICA)
- 特定非課税口座からの小額上乗せ等に係る譲渡所得等の非課税 (特定NICA)
- 譲渡に際し、非課税口座から、非課税口座へ譲渡する等の場合
- 特定非課税口座から非課税口座へ譲渡する場合 (特定NICA)
- 非課税口座から非課税口座へ譲渡する場合
- 特定口座から譲渡する等の場合に、非課税口座へ譲渡し、非課税口座へ譲渡する等の場合
- 特定口座から譲渡する等の場合に、非課税口座へ譲渡し、非課税口座へ譲渡する等の場合
- 譲渡する等の場合に、非課税口座へ譲渡し、非課税口座へ譲渡する等の場合
- 非課税口座から譲渡し、非課税口座へ譲渡する等の場合
- 特定非課税口座から譲渡し、非課税口座へ譲渡する等の場合

이제부터는 이 책을 읽는 데에 필요한 배경지식을 소개하고, 이 책을 읽을 때 주의할 점을 소개한다.

1-6 基準所得税額（同条第3項）



次の金額の合計額

（以下略）

1. 標準所得税額及び標準所得税額控除額

（以下略）

2. 標準所得税額を超過する所得の標準所得税額

（以下略）

- （以下略）
- （以下略）
- （以下略）
- （以下略）

1-7 対象外税額等



基準所得税額に含まれない源泉分離課税の税額

- 配当金・剰余金・利益金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税
- 配当金の源泉分離課税

配当金・剰余金・利益金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税、配当金の源泉分離課税

ミニマムタックスの追加所得税が発生する場合の適用除外

次の規定（申告不要制度）を適用しない：①措置法第8条の5（配当所得

● 2010年10月10日 星期五

1. 本會不辦理下列各款業務： (1) 賭博 (2) 鴉片

[illegible]

● 本報刊載之廣告，其內容如有違反法律、公序良俗、或侵害他人權益者，本報得隨時撤銷之，恕不另行通知。

1-9 外税控除（同条第5項第1号）



国外源泉所得があり、外国税額控除（または分配時調整外国税相当

額）がある場合

1. 外国税額控除（または分配時調整外国税相当額）

外国税額控除（または分配時調整外国税相当額）とは、外国源泉所得に課税された外国税額を、国内源泉所得の税額から控除するものである。外国税額控除（または分配時調整外国税相当額）の控除額は、外国源泉所得の税額と、国内源泉所得の税額とのいずれか低い額である。

2. 外国源泉所得

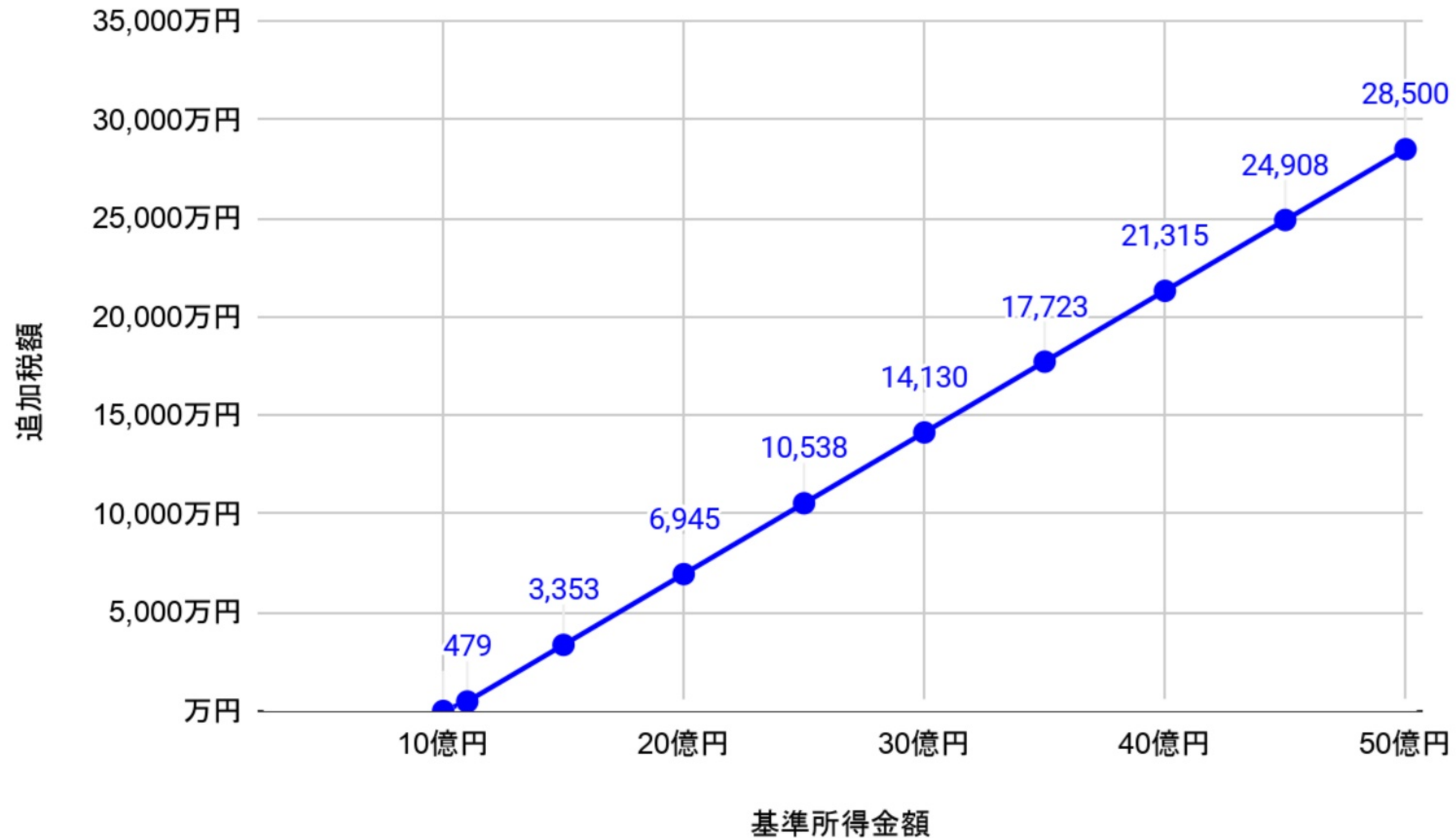
外国源泉所得とは、外国において生じた所得である。外国源泉所得の範囲は、外国源泉所得の種類（所得の種類）によって異なる。外国源泉所得の種類は、外国源泉所得の種類（所得の種類）によって異なる。

1-11 実際課税のライン（閾値）



所得	3億円	3.4億円	10億円	11億円	15億円
給与所得	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
退職所得	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
不動産所得	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
雑所得	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
総合課税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
分離課税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
源泉徴収	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
住民税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
消費税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
相続税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
贈与税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
酒税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
たばこ税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
自動車税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
自動車重量税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
固定資産税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
都市計画税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
契税法	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
登録免許税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
印紙税	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
酒類消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
たばこ消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
自動車消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
固定資産消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
都市計画消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
契税法消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
登録免許消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
印紙消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
酒類消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
たばこ消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
自動車消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
固定資産消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
都市計画消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
契税法消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
登録免許消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
印紙消費税率	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

1-12 基準所得金額に応じた追加税額



※ 所得が株式等の譲渡益のみ（他の所得はなし）と仮定して算定

2-1 令和8年度税制改正



特定の基準所得金額の課税の特例の改正内容

従来は、課税所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である法人の課税所得金額に、15%の特例税率が適用されていた。令和8年度からは、この特例税率の適用範囲が拡大される。

従来の特例税率

1,000万円超～2,000万円以下
15%

改正後の特例税率

200万円超～2,000万円以下
15%

(従来の特例税率) → (改正後の特例税率)

従来は、課税所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である法人の課税所得金額に、15%の特例税率が適用されていた。

令和8年度からは、この特例税率の適用範囲が拡大される。

2-2 税率



令和5年基準（税率22.5%）

基本税率 22.5%
軽減税率 10%
消費税 5.0%

合計税率
27.9725%

令和8年基準（税率30%）

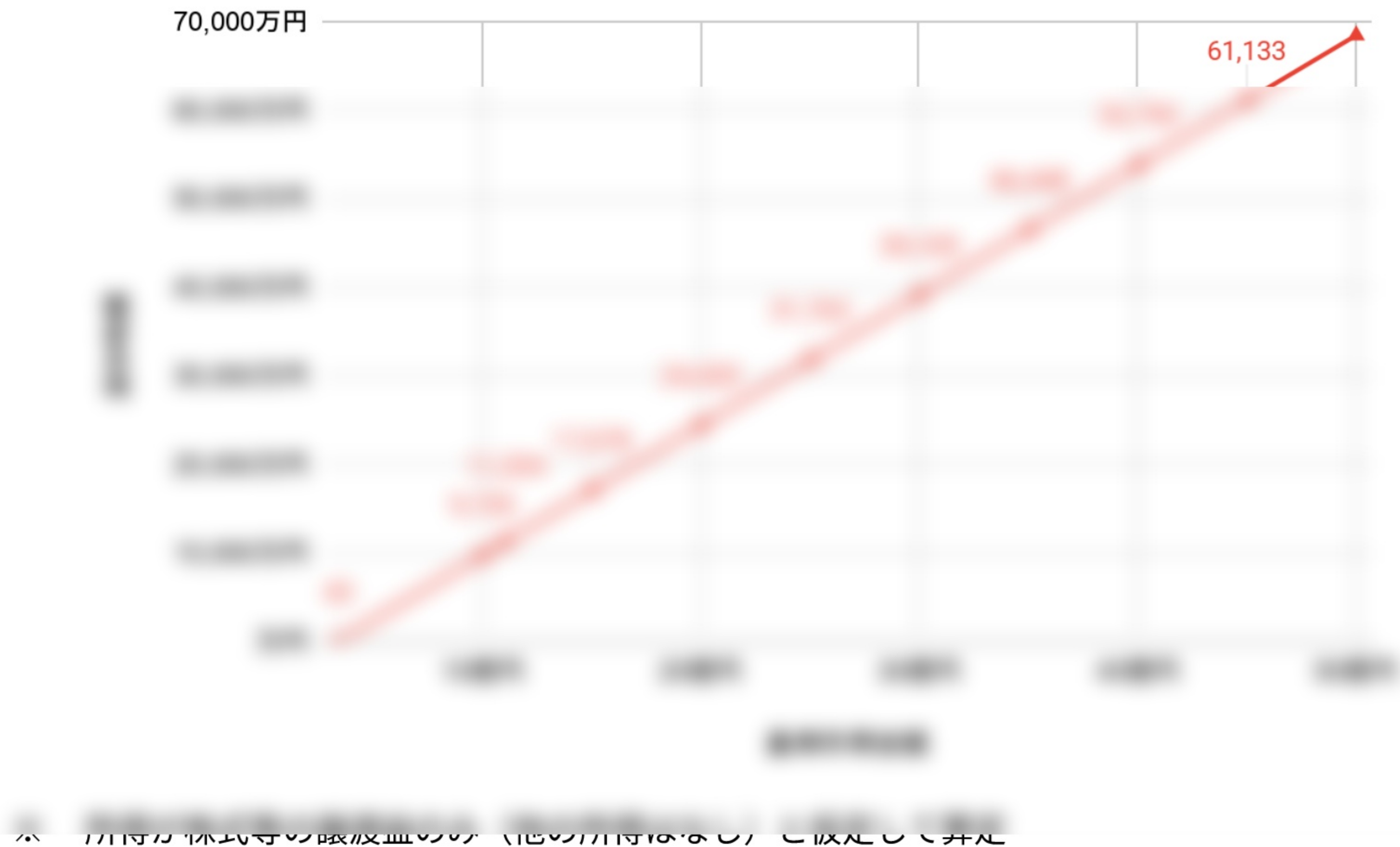
基本税率 30%
軽減税率 10%
消費税 5.0%

合計税率
35.63%

2-3 実際課税のライン（閾値）

所得金額	3億円	3.4億円	10億円	11億円	15億円
1. 給与所得	1. 100万円	1. 100万円	1. 100万円	1. 100万円	1. 100万円
2. 退職所得	2. 100万円	2. 100万円	2. 100万円	2. 100万円	2. 100万円
3. 不動産所得	3. 100万円	3. 100万円	3. 100万円	3. 100万円	3. 100万円
4. 事業所得	4. 100万円	4. 100万円	4. 100万円	4. 100万円	4. 100万円
5. 雑所得	5. 100万円	5. 100万円	5. 100万円	5. 100万円	5. 100万円
6. 合計所得金額	6. 100万円	6. 100万円	6. 100万円	6. 100万円	6. 100万円
7. 課税所得金額	7. 100万円	7. 100万円	7. 100万円	7. 100万円	7. 100万円
8. 課税率	8. 100%	8. 100%	8. 100%	8. 100%	8. 100%

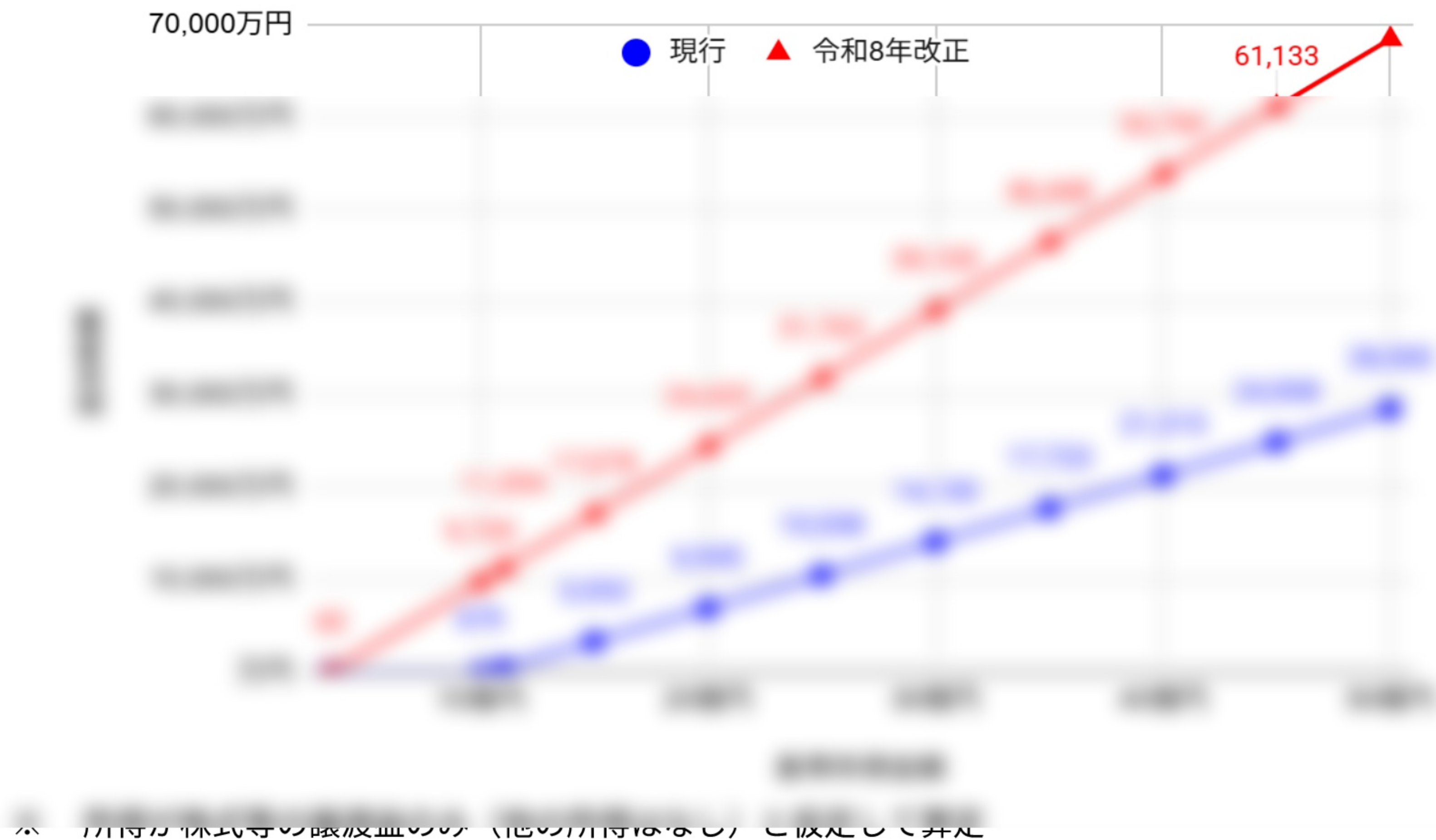
2-4 基準所得金額に応じた追加税額



2-5 ミニмумタックス追加税額比較

所得金額	3億円	3.4億円	10億円	11億円	15億円
給与所得 (給与所得控除後の金額)	0円	0円	0円	1,000,000円	1,000,000円
事業所得 (事業所得控除後の金額)	0円	400,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
雑所得 (雑所得控除後の金額)	0円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円

2-6 ミニмумタックス追加税額比較



2-7 課税への影響



影響が想定されるケース

- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税 地方教育税 地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税

影響が限定的なケース

- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税
- 法人税・住民税・事業税・地方教育税・地方道路法
地方教育税

3-1 計算の流れ



1. 基準所得金額の算定

- 給与所得
- 事業所得、不動産所得、雑所得、退職所得、雑所得

① 給与所得

- 給与所得は、給与所得控除後の金額である。
- 給与所得控除額は、給与所得金額の50%（最高25万円）**

2. 基準所得税額の算定

- 所得金額から、基礎控除額を差し引いた金額である。
- 基礎控除額は、所得金額に応じて異なる。

① 基礎控除額

- 所得金額が35万円以下の場合、基礎控除額は35万円である。
- 所得金額が35万円を超え40万円以下の場合、基礎控除額は40万円である。

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

1. 姓名	2. 性别	3. 年龄	4. 职业	5. 学历	6. 婚姻状况	7. 健康状况	8. 兴趣爱好	9. 自我评价	10. 其他信息
张三	男	25	程序员	本科	已婚	良好	阅读、运动	乐观、上进	无不良嗜好
李四	女	30	教师	硕士	未婚	良好	音乐、旅游	温柔、耐心	无不良嗜好
王五	男	40	医生	本科	已婚	良好	钓鱼、下棋	稳重、可靠	无不良嗜好
赵六	女	35	工程师	本科	已婚	良好	烹饪、园艺	细心、负责	无不良嗜好

3-3 計算例及び計算明細



1 基準所得金額の計算

総合課税の所得金額の計 (申告書第一表⑫欄に記載しようとする金額) (※1)			①	(赤字のときは0) 3,000,000	円
分離課税の所得金額	短期譲渡	一般分 (申告書第三表⑤欄に記載しようとする金額)	②		
		軽減分 (申告書第三表⑥欄に記載しようとする金額)	③		
	長期譲渡	一般分 (申告書第三表⑤欄に記載しようとする金額)	④	(赤字のときは0)	
		特定分 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	⑤		
		軽減課分 (申告書第三表⑧欄に記載しようとする金額)	⑥		
	一般株式等の譲渡 (申告書第三表⑨欄に記載しようとする金額) (※2)		⑦	(赤字のときは0)	
	上場株式等の譲渡 (申告書第三表⑩欄に記載しようとする金額) (※1、2)		⑧	(赤字のときは0)	
	上場株式等の配当等 (申告書第三表⑪欄に記載しようとする金額) (※1、2)		⑨	1,050,000,000	
	先物取引 (申告書第三表⑫欄に記載しようとする金額) (※2)		⑩		
	山林所得金額 (申告書第三表⑬欄に記載しようとする金額)		⑪	(赤字のときは0)	
退職所得金額 (申告書第三表⑭欄に記載しようとする金額)		⑫			
基準所得金額 (①から⑫までの合計額) (※1)		⑬	1,053,000,000		

※1 租税特別措置法第8条の5及び第37条の11の5に規定する確定申告不要制度(以下「申告不要制度」といいます。)を適用して、確定申告に含めないことを選択しようとする所得がある場合でも、その金額を加算した合計額を書いてください。

※2 本年分で差し引く繰越損失額(申告書第三表⑬、⑭、⑮欄に記載される金額)がある場合には、申告書第三表⑨欄から⑫欄までの金額から繰越損失額を差し引いた後の金額を書いてください。

※3 計算の結果、赤字となる場合特例の適用はありません(0の場合も同様です。)

3-4 計算例及び計算明細



2 特例適用判定・税額の計算

特	⑬	－ 3.3億円 (※3)	⑭	(千円未満の端数切捨て) 723,000,000	円 に基づいて書いてください。
	⑮	0円	⑯	0円	
特	⑰	0円	⑱	0円	
特	⑲	0円	㉑	0円	
特	㉒	0円	㉓	0円	
特	㉔	0円	㉕	0円	
特	㉖	0円	㉗	0円	
特	㉘	0円	㉙	0円	
特	㉚	0円	㉛	0円	
特	㉜	0円	㉝	0円	
特	㉞	0円	㉟	0円	
特	㊱	0円	㊲	0円	
特	㊳	0円	㊴	0円	
特	㊵	0円	㊶	0円	
特	㊷	0円	㊸	0円	
特	㊹	0円	㊺	0円	
特	㊻	0円	㊼	0円	
特	㊽	0円	㊾	0円	
特	㊿	0円	㋀	0円	
特	㋁	0円	㋂	0円	
特	㋃	0円	㋄	0円	
特	㋅	0円	㋆	0円	
特	㋇	0円	㋈	0円	
特	㋉	0円	㋊	0円	
特	㋋	0円	㋌	0円	
特	㋍	0円	㋎	0円	
特	㋏	0円	㋐	0円	
特	㋑	0円	㋒	0円	
特	㋓	0円	㋔	0円	
特	㋕	0円	㋖	0円	
特	㋗	0円	㋘	0円	
特	㋙	0円	㋚	0円	
特	㋛	0円	㋜	0円	
特	㋝	0円	㋞	0円	
特	㋟	0円	㋠	0円	
特	㋡	0円	㋢	0円	
特	㋣	0円	㋤	0円	
特	㋥	0円	㋦	0円	
特	㋧	0円	㋨	0円	
特	㋩	0円	㋪	0円	
特	㋫	0円	㋬	0円	
特	㋭	0円	㋮	0円	
特	㋯	0円	㋰	0円	
特	㋱	0円	㋲	0円	
特	㋳	0円	㋴	0円	
特	㋵	0円	㋶	0円	
特	㋷	0円	㋸	0円	
特	㋹	0円	㋺	0円	
特	㋻	0円	㋼	0円	
特	㋽	0円	㋾	0円	
特	㋿	0円	㋿	0円	
特	㟀	0円	㟁	0円	
特	㟂	0円	㟃	0円	
特	㟄	0円	㟅	0円	
特	㟆	0円	㟇	0円	
特	㟈	0円	㟉	0円	
特	㟊	0円	㟋	0円	
特	㟌	0円	㟍	0円	
特	㟎	0円	㟏	0円	
特	㟑	0円	㟒	0円	
特	㟓	0円	㟔	0円	
特	㟕	0円	㟖	0円	
特	㟗	0円	㟘	0円	
特	㟙	0円	㟚	0円	
特	㟛	0円	㟜	0円	
特	㟝	0円	㟞	0円	
特	㟟	0円	㟠	0円	
特	㟡	0円	㟢	0円	
特	㟣	0円	㟤	0円	
特	㟥	0円	㟦	0円	
特	㟧	0円	㟨	0円	
特	㟩	0円	㟪	0円	
特	㟫	0円	㟬	0円	
特	㟭	0円	㟮	0円	
特	㟯	0円	㟰	0円	
特	㟱	0円	㟲	0円	
特	㟳	0円	㟴	0円	
特	㟵	0円	㟶	0円	

3-5 計算例及び計算明細

税	特例適用の場合の所得税の額 (申告書第一表⑫欄の金額)	⑳	157,672,500	※1の申告不要制度を適用し ないで計算します。
	㉔ × 2.1%	㉕	3,311,122	

3-6 計算例及び計算明細

[illegible]

3-7 計算例及び計算明細



差し引	配偶者 (特別)控除	区分1		区分2		②1 ~ ②2					0	0	0	0
	扶養控除			区分		②3					0	0	0	0
	特定親族	区分		人		②4					0	0	0	0

延滞納 の出 還受	申告期限までに納付する金額	⑥5							0	0
	延 納	本特例の適用があることで、各種控								

3-8 計算例及び計算明細

第二表

The image shows a document with a red box highlighting a section of text. The text is in Chinese and appears to be a list or a set of instructions. The highlighted text is as follows:

1. 凡在本公司工作之員工，均應遵守本公司之各項規章制度。

2. 員工應遵守公司之保密規定，不得洩露公司之商業秘密。

3. 員工應遵守公司之安全規定，不得從事任何危害公司安全之行為。

4. 員工應遵守公司之紀律規定，不得有遲到、早退、曠工等行為。

5. 員工應遵守公司之道德規定，不得有貪污、受賄、欺騙等行為。

6. 員工應遵守公司之環保規定，不得有污染環境之行為。

7. 員工應遵守公司之社會責任規定，不得有損害公司聲譽之行為。

8. 員工應遵守公司之其他各項規定，不得有違反公司規定之行為。

9. 員工應遵守公司之其他各項規定，不得有違反公司規定之行為。

10. 員工應遵守公司之其他各項規定，不得有違反公司規定之行為。

通達 41の19-1（特定上場株式等の配当等の取扱い）

[illegible]

4-2 租税特別措置法通達41の19-1



下記で修正申告を行う又は更正等を受ける場合、申告分離の措置が受けられる。



4-3 租税特別措置法通達41の19-1



		修正申告・更正等	
		修正申告	更正
上乗増徴	申告 (課税)	申告 (課税)	申告 (課税)
上乗増徴	申告増徴 (課税)	申告 (課税)	申告 (課税)
繰上納付 (申告増徴等)	-	申告	申告

通達 41の19-2（申告不要対象所得がある場合の適用要件の判定）

[illegible]

170 華僑子弟學校教育問題之研究 第四章 華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係
 第五節 華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係 一、華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係
 二、華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係 三、華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係
 四、華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係 五、華僑子弟學校教育與社會公益事業之關係

[illegible]

4-5 租税特別措置法通達41の19-2

【通達の要約】

1998年：《臺灣的經濟發展》、《臺灣的經濟政策》
 1999年：《臺灣的經濟政策》、《臺灣的經濟政策》
 2000年：《臺灣的經濟政策》、《臺灣的經濟政策》

【判定結果】

姓名: _____
 学号: _____
 班级: _____
 日期: _____

4-6 租税特別措置法通達41の19-2

1. 通常の所得税額の計算

課税紛争所得全額

2. 特例計算額の計算

甘淮記銀金額

[illegible]

1. 基準所得税額の再計算

2. 申告税額の計算

電話：010-63701000 傳真：010-63701001 郵政編碼：100029

5-1 事例 1（非上場オーナーの株式売却）

1. 前提と基準所得の算出

2. 税額の算出

1. **문제** : 주어진 수열에서 1부터 n까지의 모든 수를 포함하는 가장 짧은 수열을 찾아라.
 2. **입력** : 첫 줄에 수열의 길이 n이 주어진다. (1 ≤ n ≤ 100,000)
 3. **출력** : 가장 짧은 수열의 길이를 출력한다.

5-2 事例 2（上場オーナーの株式売却）

1. 前提

【前坦】

- **중간지점** : 100%
- **종착지점** : $\text{L_종착지점} - \text{중간지점} : \text{L_종착지점} - 100\% = \text{L_종착지점}$
- **구간별지점** : $\text{구간지점} - \text{종착지점}$
- **구간별지점** : **구간지점** : $\text{구간지점} - \text{구간지점}$, $\text{구간지점} - \text{구간지점}$
- **구간별지점** : $\text{구간지점} - \text{구간지점} = \text{구간지점} - \text{구간지점}$

[illegible]

3. ミニмумタックス「追加税額」の計算

所得税等の再計算：給与 $(1.500\text{万} \times 33\% - 1.536.000\text{円}) \times 1.021 = 348\text{万}5.694\text{円}$

[Back to top](#)
[Home](#)
[About Us](#)
[Contact Us](#)

[\[00000000\]](#)
[\[00000000\]](#)
[\[00000000\]](#)
[\[00000000\]](#)

電話 0442-475111 FAX 0442-475112 E-MAIL: info@nissai.co.jp

ANSWER: $1,000,000 \times 10\% = 1,000,000(0.10) = 100,000,000$

$$\text{HBM_MULTI_SCALE} = \text{H_MULTI_SCALE} - \text{HBM_SPLIT_SCALE}$$

5-4 事例3（不動産譲渡・短期）



1. 設定条件と基準所得の算出

【前提】

- 譲渡人：甲（個人）
 - 譲渡相手：乙（個人）
 - 譲渡価格：100万円
 - 取得価格：80万円
 - 譲渡期間：1年未満
- 譲渡所得：20万円

2. 税額の算出

特別計算額（20万円相当）

- 特別計算額：20万円
- 特別計算額：20万円
- 特別計算額：20万円
- 特別計算額：20万円
- 特別計算額：20万円

3. 譲渡所得の算出

譲渡所得 = 20万円 - 20万円 = 0万円

譲渡所得：0万円

譲渡所得：0万円

5-5 事例 4（不動産譲渡・長期）



1. 設定条件と基準所得の算出

【前提】

- 不動産譲渡所得：100万円
- 給与所得：100万円
- 雑所得：100万円
- 控除対象配偶者の所得：100万円
- 基礎控除：38万円
- 基礎控除の特例：100万円

2. 税額の算出

特別計算額（20万円相当）

- 特別計算額：20万円
- 特別計算額の算出： $100万円 \times 20\% = 20万円$
- 特別計算額の控除： $100万円 - 20万円 = 80万円$
- 特別計算額の控除後の所得： $100万円 - 20万円 = 80万円$
- 特別計算額の控除後の所得の算出： $100万円 - 20万円 = 80万円$

3. 所得の算出

所得の算出： $100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 = 500万円$

所得の算出： $100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 = 500万円$

所得の算出： $100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 + 100万円 = 500万円$

5-7 事例 6（総合所得11億円の場合）



1. 設定条件と基準所得の算出

【前提】

- 給与所得 10億円
- 配当所得 10億円
- 雑所得 10億円
- 控除 10億円

2. 税額の算出

特別計算額（200/1.05億円）

- 給与所得 10億円
- 配当所得 10億円
- 雑所得 10億円
- 控除 10億円
- 特別計算額 200/1.05億円

1. 給与所得 10億円

給与所得 10億円 × 10.5% = 10.5億円

雑所得 10億円 × 10.5% = 10.5億円

雑所得 10億円 × 10.5% = 10.5億円

6-1 上場株式等の繰越損失①（対象外）



1. 設定条件

- ① 繰越損失の発生
- ② 繰越損失の繰越
- ③ 繰越損失の繰越期間
- ④ 繰越損失の繰越額
- ⑤ 繰越損失の繰越方法

2. ミニマムタックスの検討（判定）

- ① 繰越損失の発生
- ② 繰越損失の繰越
- ③ 繰越損失の繰越期間
- ④ 繰越損失の繰越額
- ⑤ 繰越損失の繰越方法

① 繰越損失の発生

- ① 繰越損失の発生
- ② 繰越損失の繰越
- ③ 繰越損失の繰越期間
- ④ 繰越損失の繰越額
- ⑤ 繰越損失の繰越方法

6-2 上場株式等の繰越損失② (ミニマムタックス対象)



1. 設定条件

【前提】

- ・ 上場株式等譲渡所得： 200万円
- ・ 源泉徴収所得： 200,000円、200,000円、200,000円
- ・ 繰越損失： 200万円

ミニマムタックス適用の計算 (例)

源泉徴収所得 = 200万円 + 200万円
所得控除 = 200,000円 + 200,000円 + 200,000円
所得 = 200,000円 + 200,000円 + 200,000円
税額 = 200,000円 + 200,000円

＝ 200万円
＝ 200,000円
＝ 200,000円
＝ 200,000円
＝ 200,000円
＝ 200,000円

3. 申告税額の算出

6-4 相続後の金庫株特例①（非上場株）



1. 前提条件

- 相続開始時（被相続人の死亡時）に、被相続人が金庫株を所有していたこと
- 金庫株の種類が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の種類と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること

2. ミニмумタックスの判定・計算

- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること
- 金庫株の取得が、被相続人の死亡時に、被相続人の所有していた金庫株の取得と同一であること

6-5 相続後の金庫株特例② (令和8年改正)



1. 前提条件

- ・ 相続開始時において、被相続人が金庫株を所有していたこと
 - ・ 相続開始時において、被相続人が金庫株を所有していたこと
 - ・ 相続開始時において、被相続人が金庫株を所有していたこと
 - ・ 相続開始時において、被相続人が金庫株を所有していたこと
 - ・ 相続開始時において、被相続人が金庫株を所有していたこと
- ※ 金庫株の取得価額は、被相続人が金庫株を取得したときの取得価額とします。
- ※ 金庫株の取得価額は、被相続人が金庫株を取得したときの取得価額とします。
- ※ 金庫株の取得価額は、被相続人が金庫株を取得したときの取得価額とします。
- ※ 金庫株の取得価額は、被相続人が金庫株を取得したときの取得価額とします。
- ※ 金庫株の取得価額は、被相続人が金庫株を取得したときの取得価額とします。

2. ミニмумタックスの判定・計算

- ・ 金庫株の取得価額が、相続開始時の時価に達しない場合は、ミニмумタックスの対象となります。
 - ・ 金庫株の取得価額が、相続開始時の時価に達しない場合は、ミニмумタックスの対象となります。
 - ・ 金庫株の取得価額が、相続開始時の時価に達しない場合は、ミニмумタックスの対象となります。
 - ・ 金庫株の取得価額が、相続開始時の時価に達しない場合は、ミニмумタックスの対象となります。
 - ・ 金庫株の取得価額が、相続開始時の時価に達しない場合は、ミニмумタックスの対象となります。
- ※ ミニмумタックスの計算は、金庫株の取得価額と相続開始時の時価の差額に基づいて行われます。
- ※ ミニмумタックスの計算は、金庫株の取得価額と相続開始時の時価の差額に基づいて行われます。
- ※ ミニмумタックスの計算は、金庫株の取得価額と相続開始時の時価の差額に基づいて行われます。
- ※ ミニмумタックスの計算は、金庫株の取得価額と相続開始時の時価の差額に基づいて行われます。
- ※ ミニмумタックスの計算は、金庫株の取得価額と相続開始時の時価の差額に基づいて行われます。

6-6 M&A売却＋退職金



1. 前提条件

- ・ 株式譲渡所得控除 (10%)
- ・ 退職所得控除 (退職金) (5%)
- ・ 雑所得 (20%)

2. 基準所得・特例計算額の算定

- 基準所得の算定
・ 退職所得 (退職金) (5%)
・ 雑所得 (20%)
・ 株式譲渡所得 (10%)
- 特例計算額の算定
・ 雑所得 (20%)
・ 株式譲渡所得 (10%)
・ 退職所得 (5%)

6-7 M&A売却+退職金

4. 基準所得税額の算定

- **중간값을 구하는 방법**

$$L_MID = (L + R) \div 2$$
- **재귀적으로 호출하는 방법**

$$L_MID = L_MID + 1$$

$$L_MID = L_MID - 1$$
- **재귀적으로 호출하는 방법**

$$L_MID = L_MID + 1$$

$$L_MID = L_MID - 1$$
- **재귀적으로 호출하는 방법**

$$L_MID = L_MID + 1$$

$$L_MID = L_MID - 1$$

5. 追加税額の確定

株式売却時の売買対価は退職金を含めたミニмумタックス検証が必須

52

【適用要件】

【対象範囲と税率】

6-11 国外転出時課税計算例



1. 前提

- 国外転出時対象有価証券の含み益（みなし譲渡益）：**15 億円**（=基準所得金額）

- 平成30年度課税所得：100億円
- 平成30年度：100億円（平成30年度は海外所得が0円であるとする）

2. 課税対象所得の計算方法

① 課税対象所得

100億円 - 損金等（100億円） + 含み益 = **15 億円**

② 海外所得（海外所得）

100億円 + 海外所得（100億円） = **200 億円**

③ 全所得（全所得）

15 億円 + **200 億円** = **215 億円**

④ 課税所得

215 億円 - 損金等（100億円） + 含み益（15億円） = **130 億円**

6-12 納税猶予（転出時課税＋ミニмумタックス）



武本寛税理士事務所

納税猶予額の算出式（所得税法第137条の2第1項）

$$\text{納税猶予額} = \text{「第一号に掲げる金額」} - \text{「第二号に掲げる金額」}$$

【第一号】 譲渡所得「譲与」の納税

● 譲渡所得の譲与による譲渡

譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。

● 譲与者から譲与を受けた者

譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。

【第二号】 譲渡所得「譲与」の納税

● 譲渡所得の譲与による譲渡

譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。

● 譲与者から譲与を受けた者

譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。譲与者が譲渡した財産は、譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。

【第三号】 譲与者から譲与を受けた者が譲与者の所得に算入され、譲与者が納税する。

6-13 外国税額控除



① 基準所得金額

課税所得額 外国税額控除額 基準所得金額

② 基準所得税額

課税所得金額に、外国税額控除額を加算した金額に、日本国内の税率を乗じた金額が、基準所得税額となる。

③ 外国税額控除額

外国税額控除額は、課税所得金額に、外国税率を乗じた金額が、外国税額控除額となる。

外国税額控除額は、課税所得金額に、外国税率を乗じた金額が、外国税額控除額となる。

6-14 非永住者・非居住者



武本寛税理士事務所

非永住者

① 日本国内に住所を有する者

（日本国内に住所を有する者）

② 日本国内に住所を有する者でない者

「日本国内に住所を有する者でない者」とは、
「日本国内に住所を有する者でない者」とは、

非居住者

① 日本国内に住所を有する者でない者

② 日本国内に住所を有する者でない者

「日本国内に住所を有する者でない者」とは、
「日本国内に住所を有する者でない者」とは、

7-1 対応例



① 本年中の売却

売却した株式の取得価額と売却益の計算
（例）

② 譲渡所得の計算

譲渡所得の計算（例）

③ 譲渡所得の計算と課税

譲渡所得の計算と課税（例）
（例）

④ テンゲール投資（例）

テンゲール投資の計算（例）
（例）

⑤ 個人用資産の計算

個人用資産の計算（例）

⑥ 譲渡所得の計算

譲渡所得の計算（例）
（例）

7-2 顧問先対応



① 年内 顧問先へ制度案内（定型メール送信等）

①-1 年度初め（1月）に各顧問先へ制度案内メールを送信する。

①-2 年度途中（7月）に各顧問先へ制度案内メールを送信する。

①-3 年度末（12月）に各顧問先へ制度案内メールを送信する。

①-4 年度末（12月）に各顧問先へ制度案内メールを送信する。

課税の仕組み

まとめ②（令和8年度改正）



武本寛税理士事務所

税率の引き上げ

消費税率 10% から 12% に引き上げ
（令和8年度改正）
軽減税率 8% から 10% に引き上げ
（令和8年度改正）

税率の引き上げ（軽減税率）

軽減税率 8% から 10% に引き上げ
（令和8年度改正）

控除額の引き下げ

基礎控除額 38万円 から 35万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
配偶者控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）

控除額の引き下げ（基礎控除額）

基礎控除額 38万円 から 35万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
配偶者控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
扶養親族控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
障害者控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
寡妻・寡夫控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
寡母・寡父控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）
寡子控除額 27万円 から 24万円 に引き下げ
（令和8年度改正）

まとめ③（今後の対応や懸念点）



武本寛税理士事務所

非上場株式評価方法

非上場株式の評価方法

- 1. 非上場株式の評価方法
- 2. 非上場株式の評価方法
- 3. 非上場株式の評価方法
- 4. 非上場株式の評価方法
- 5. 非上場株式の評価方法
- 6. 非上場株式の評価方法
- 7. 非上場株式の評価方法
- 8. 非上場株式の評価方法
- 9. 非上場株式の評価方法
- 10. 非上場株式の評価方法

思わぬ課税対象とな

思わぬ課税対象とな

- 1. 思わぬ課税対象とな
- 2. 思わぬ課税対象とな
- 3. 思わぬ課税対象とな
- 4. 思わぬ課税対象とな
- 5. 思わぬ課税対象とな
- 6. 思わぬ課税対象とな
- 7. 思わぬ課税対象とな
- 8. 思わぬ課税対象とな
- 9. 思わぬ課税対象とな
- 10. 思わぬ課税対象とな

エグジット戦略の見

エグジット戦略の見

- 1. エグジット戦略の見
- 2. エグジット戦略の見
- 3. エグジット戦略の見
- 4. エグジット戦略の見
- 5. エグジット戦略の見
- 6. エグジット戦略の見
- 7. エグジット戦略の見
- 8. エグジット戦略の見
- 9. エグジット戦略の見
- 10. エグジット戦略の見

(参考) 条文

(特定の基準所得金額の課税の特例)

第四十一条の十九 個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの（第四項において「特例対象者」という。）については、当該超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した全額に相当する所得税を課する。

(参考) 条文

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四

二 第一項の個人のその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について修正申告書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所得税法第二十二条

（修正申告書の提出期限）
第二項の修正申告書の提出期限は、前項の所得税の納付期限の末日の翌日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める。

三 第二項の修正申告書の提出期限は、前項の所得税の納付期限の末日の翌日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める。

四 第二項の修正申告書の提出期限は、前項の所得税の納付期限の末日の翌日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める。